

社会福祉法人石見さくら会 一般競争入札公告

社会福祉法人石見さくら会契約事務処理細則第3条に基づき、一般競争入札の実施について次のとおり公告します。

令和元年9月20日

社会福祉法人石見さくら会
理事長 小林 晃

1. 工事概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 工事名 | 養護老人ホーム香梅苑 自家用発電設備の更新 |
| (2) 工事場所 | 島根県邑智郡邑南町矢上347番地 |
| (3) 工事内容 | 容量の大きな自家用発電機を設備すると共に施設内の要所に電気を供給できるよう電気回路の改修を行う。
建物の構造 鉄筋コンクリート
延べ床面積 2,731.68㎡
※ 詳細は設計図書による。 |
| (4) 工事期間 | 契約締結日～令和2年3月31日 |

2. 入札方法等

- | | |
|------------|--------|
| (1) 入札方法 | 一般競争入札 |
| (2) 予定価格 | 非公表 |
| (3) 最低制限価格 | 無 |
| (4) 入札保証金 | 無 |

3. 入札者参加者の資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であって、社会福祉法人石見さくら会が指定する日時までに入札参加資格確認申請書(別紙)、参加資格を有することを証明する書類及びメールアドレスを記載したものを提出した者。

- (1) 平成31・32年度島根県建設工事等入札参加資格者(電気)並びに2019・2020年度邑南町競争入札等有資格業者(電気)の登録を受けている業者であり、本入札の公告日から入札日までの期間に、島根県並びに邑南町の工事請負契

約に係る指名停止又は、入札参加除外等の措置を受けていないこと。(現に指名停止又は、入札参加除外に係る審査を受けていないこと。)

- (2) 平成31・32年度島根県建設工事等入札参加資格者名簿(電気)並びに2019・2020年度邑南町競争入札等有資格業者名簿(電気)における総合点数900点以上の者。
- (3) 過去に同等規模以上の施工実績があること。
- (4) 次に示す経営不振の状態にないこと。
 - ① 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立
 - ② 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立
 - ③ 商法(明治32年法律第48号)による会社整理又は特別清算手続の申請
- (5) 本店又は支店、営業所を島根県内に有する者で、県内に契約締結権限を有する者を配置していること。
- (6) 反社会的勢力が経営する業者又は、反社会的勢力が実質的に経営を支配する業者及びこれに準ずるものでないこと。
- (7) 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格及び1級または2級電気工事施工管理技士の資格を有する者を工事現場に専任で配置できるもの。(専任で配置する技術者は、入札以前3ヶ月以上の雇用関係を有する者に限る。)
- (8) 島根県税(個人の県民税及び地方消費税を除く)について、未納の徴収金(納期限が到達していないものを除く)がないこと。
- (9) 消費税及び地方消費税について、未納の税額(納期限が到来していないものを除く)がないこと。

4. 入札参加の手続き

- (1) この入札に参加を希望する者は、次に従い入札参加資格確認申請書、参加資格を有することを証明する書類及びメールアドレスを記載したものを提出すること。
 - ① 提出期限 令和1年9月20日(金)～令和1年10月1日(火)
持参の場合; 土日、祝日を除く午前9時～午後5時
 - ② 提出場所 「連絡先」に示す場所
 - ③ 提出方法 持参又は郵便による。
尚、郵便による場合上記提出期限までに必着のこと。
- (2) 入札説明書、設計図書等の交付場所及び交付期間
 - ① 交付場所 「連絡先」に示す場所
 - ② 交付期間 令和1年9月20日(金)～令和1年10月2日(水)
土日、祝日を除く午前9時から午後5時まで。
- (3) 入札参加資格の確認結果は、令和1年10月3日(木)午後5時までに参加資格が認められなかった者のみ通知する。参加が認められなかった者は、交付を受けた入札説明書及び設計図書等について「連絡先」に示す場所へ令和1年10月4日午後5時までに返却すること。

- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 現場説明会（予定）
- ① 日時 令和1年10月4日（金）午前10時から
 - ② 場所 島根県邑智郡邑南町矢上347番地
社会福祉法人石見さくら会
養護老人ホーム香梅苑 ふれあいの間
- ※説明会に参加を希望される場合、出席者数等事前に申し出ること。

5. 入札等に対する質問と回答

- (1) 設計図書等に対する質問がある場合は、次に従い質問書（任意様式）を提出すること。
- ① 受付期間 令和1年10月4日（金）～ 令和1年10月10日（木）
午後5時まで
 - ② 受付場所 島根県邑智郡邑南町下田所18-2
有限会社一級建築士事務所ヤマシタ設計
瑞穂営業所 所長 石田雅春
電話 0855-83-1628
FAX 0855-83-1682
 - ③ 提出方法 書面の提出は、受付場所へFAXにより行い、必ず到着を確認すること。
- (2) (1)の質問に対する回答は、令和1年10月11日（金）午後5時までに入札参加希望者全てにFAXにより通知する。
- (3) (1)以外に対する質問がある場合は、次に従い質問書（任意書式）を提出すること。
- ① 受付期間 令和1年10月4日（金）～ 令和1年10月10日（木）
午後5時まで
 - ② 受付場所 島根県邑智郡邑南町矢上347番地
社会福祉法人石見さくら会 法人事務局
電話 0855-95-2504
FAX 0855-95-3677
 - ③ 提出方法 書面の提出は、受付場所へFAXにより行い、必ず到着を確認すること。
- (4) (3)の質問に対する回答は、令和1年10月11日（金）午後5時までに入札参加希望者全てにFAXにより通知する。
- (5) 本件入札に係る書類作成等に直接関係のない質問及び受付期間を過ぎて提出された質問書には、回答しない。
- (6) 入札後、入札関連書類に関する不知又は不明を理由として異議を申立てる事はで

きない。

- (7) 質問書の原本を入札日に提出すること。

6. 入札執行に関する事項

- (1) 入札・開札の日時 令和1年10月22日(火) 午前10時
- (2) 入札場所 養護老人ホーム香梅苑 ふれあいの間
- (3) 入札保証金 免除する
- (4) 最低制限価格 設定しない
- (5) 入札方法
- ① 入札書の提出は、持参のみとし、郵送、FAXその他電気通信による提出は認めない。なお、入札時には、身分を証明できるもの(名刺)を持参すること。
 - ② 入札書は、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名押印をし、封入のうえ入札担当職員の指示に従い入札すること。
イ) 入札参加資格を有する者自身による場合は、その氏名及び職印
ロ) 入札資格を有する以外の者による場合は、委任状を持参のうえ、受任者氏名及びその者の印
 - ③ 一旦提出された入札書は、引換、変更、又は取消をすることはできない。
 - ④ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ⑤ 予定価格の制限の範囲内で最低の価額を入札した者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価額の入札をした者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定するものとする。
 - ⑥ 開札の結果、入札者すべての入札の金額が予定価格を超える場合は、再度の入札を行う。この再度の入札執行回数は2回とする。
 - ⑦ 上記⑥によっても落札者がいない場合は、入札を終了し、入札金額の最も低い者から順次随意契約の交渉を行うものとする。
- (6) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ① 入札参加資格がない者が提出したもの
 - ② 入札金額が訂正してあり、訂正の為の印が押されていないもの
 - ③ 記名及び押印のない入札及び入札書の記載事項が確認できない入札
 - ④ 入札件名に重大な誤りがあるもの
 - ⑤ 同一人が、同一事項について2以上の入札をしたとき
 - ⑥ 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理人として入札したとき

- ⑦ 代理人が入札者の委任状を提出しないとき
- (7) 入札者等が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正な入札を執行できない状態にあると認められるときは、入札を延期又は中止することがある。
- (8) 入札執行前又は入札執行中において入札参加者が2者に満たないときは、入札を中止する。
- (9) 開札は、入札者又はその代理人、契約担当者、当法人の監事、複数の理事（理事長を除く）、評議員及び職員の立会により行う。
- (10) 入札場には、上記（9）以外の者の入室は認めない。
- (11) 入札者又は、その代理人は、特別の事情がない限り、指示があるまで入札場を退場することはできない。
- (12) その他事項
次の場合は、入札辞退（任意様式）を連絡先に提出しなければならない。
- ① 入札確認申請を行ったあとに、入札を辞退する場合
- ② 専任の技術者を要する工事において、入札以前、又は入札当日において、他の工事を受注又は落札したことによって専任の技術者を配置できなくなった場合

7. 契約の特定条件

- (1) 契約保証金 免除する
- (2) 支払い条件
- ① 前払金は、請負代金500万円以上の工事においては、40%以内を前払保証事業会社の保証を要件として支払う。
- ② 中間前払金は、請負代金500万円以上の工事においては、前項の前払金を受けたのち20%以内を前払保証事業会社の保証を要件として支払う。
- ③ 部分払いは行わない。
- (3) 契約の締結 本契約の締結は、本会理事会の承認を受けた後とする。

8. 連絡先

〒696-0103
島根県邑智郡邑南町矢上347番地
社会福祉法人石見さくら会
事務局 次長 内藤 栄恵
電話 0855-95-2504
FAX 0855-95-3677